

◎工場立地法Q & A

Q：面積はどのように算定しますか？

A：投影法による水平投影面積で算定して下さい。

Q：原材料若しくは完成品の倉庫、一般管理部の事務所、研究施設、受変電施設は生産施設にあたりますか？

A：生産施設にあたりません。

Q：1階が倉庫、2階が生産施設の場合はどのように算定しますか？

A：当該建築物のいずれかの階に生産施設が設置されていれば、当該建築物は生産施設となります。したがって、当該建築物の水平投影面積を生産施設面積とします。

Q：建築物の一部に製造工程等を形成する機械又は装置が設置されている場合の生産施設面積の算定はどのようにしますか？

A：原則として、当該建築物の全水平投影面積となります。

例外的に、同一建築物内の原材料若しくは完成品の倉庫、一般管理部門の事務所又は食堂であって壁で明確に仕切られることにより実質的に別の建築物とみなされるものがある場合は、当該床面積を除いた面積とすることができます。

Q：緑地とはどのようなものですか？

A：区画された土地又は建築物屋上等緑化施設で、次のいずれかに該当することが必要です。

- ① 樹木が育成する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であって、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの。
- ② 低木または芝その他の地被植物（除草等の手入れがなされているものに限る。）で表面がおおわれていること。

Q：花壇や雑草地は緑地とみとめられますか？

A：植生・美観等の観点から良好な状態に維持管理されている場合は、緑地とみとめられます。

Q：駐車場の整備に緑化ブロックを使用した場合は緑地となりますか？

A：駐車場の緑化ブロック、屋上緑化、藤棚の下の駐車場は重複緑地として、緑地面積率の1/4までを限度として、緑地に算入できます。